

現場説明書

工事名： 高松地内マンホールポンプ設置工事（その1）

令和7年12月 1日改定

岡山市下水道河川局

下水道工事現場説明書

1 適用

施工にあたっては別冊の設計図書及び仕様書により行い、本現場説明書においては、■印をつけたものを適用する。また、上記設計図書及び仕様書に「請負者」の記載がある場合は、これを「受注者」と読み替えるものとする。

ただし、本工事においては、この現場説明書及び特記仕様書を岡山市土木工事共通仕様書（令和6年5月1日改定）に優先するものとする。

2 共通事項

①事前調査	<input checked="" type="checkbox"/> 着工に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な事前調査を行い、十分把握の上、施工しなければならない。		
	<input type="checkbox"/> 下記の調査を行い、その結果を監督員に報告すること。		
②道路管理者等関係機関及び地元町内会等との調整	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事の施工に際しては、道路管理者、警察署、農業水利土木委員等の関係機関及び地元町内会等と、入念、綿密に連絡を図り、相互に理解した上で実施すること。		
	<input type="checkbox"/> 下記の調整を行い工事を実施すること。		
	関係機関名等	調整内容	
③他工事との調整	<input checked="" type="checkbox"/> 近接または同一地域内の下水道河川局発注の工事及び道路管理者等の工事は、常に十分な調整を図らなければならない。		
	<input type="checkbox"/> 下記の工事との工程、安全管理の調整を図ること。		
	発注者	工事件名	調整内容

④水道・ガス等 移設工事との調 整 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 本工事の施工に関連して、水道・ガス等の移設工事を行っているので、監督員を交え地下埋設物管理者と十分な調整をし、移設完了後工事着手すること。			
	移設件名	調 整 内 容		移設完了予定
				令和 年 月 旬
				令和 年 月 旬
	<input type="checkbox"/> 本工事の施工に関連して、水道・ガス等の仮移設工事を行っているので、監督員を交え地下埋設物管理者と十分な調整をし、仮移設完了後工事着手すること。			
	仮移設件名	調 整 内 容		仮設完了予定
				令和 年 月 旬
				令和 年 月 旬
	<input type="checkbox"/> 本工事路線に水道・ガス等の使用廃止管が確認されている。工事に先立って行われる施工協議において地下埋設物管理者に使用廃止管の位置・管種・口径等について確認をおこなうとともに、撤去方法・時期等についても十分に打ち合わせをおこなうこと。 <input type="checkbox"/> 本工事の舗装本復旧前に仮移設の戻し工事を行う。それに要する期間を〇〇ヶ月と予定しているので、監督員を交え地下埋設物管理者と十分な調整をし、戻し工事完了後舗装本復旧を行うこと。 <input type="checkbox"/> 本工事は、水道個人管があるため、試験掘を行い位置を確認すること。その結果、既設管が支障になる場合は、監督員と協議のうえ適切な処置をすること。			
	③技術者の適正配置	(1) 請負代金額 4,500 万円以上の工事については、主任技術者または監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。 (2) 専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、補修等の指示を受けた場合は補修完了日までとする。なお、この期間における技術者の変更は基本的には認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。		
⑥ 借 地	<input type="checkbox"/> 残土仮置場として、借地料（下水）を計上している。 <input type="checkbox"/> 本工事は、残土仮置場以外に、下記のとおり借地を予定しており、別途、借地料を計上している。			
	用 途	場 所	面 積 m ²	条 件

⑦設計図書に指定された仮設工等	<p>(1) 設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については、受注者において十分検討のうえ、設計図書により難しい場合は、監督員と協議すること。</p> <p>(2) 受注者においても、本仮設工に対する施工技術検討を十分に行い、その内容を施工計画書に記載し、提出すること。</p> <p>(3) 工事の施工については、受注者の責任において実施すること。</p>
-----------------	---

3 土 工

①建設副産物	<p>■ 本工事から発生する建設発生土については、原則、現場内で利用することとし、搬出する場合においては以下のとおりとするが、工事間利用調整の状況によっては、設計変更の対象とする。なお、現場において予定していた土質および土量等に変更があった場合、速やかに監督員と協議すること。</p> <table border="1" data-bbox="528 819 1362 1016"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>搬出先住所</th> <th>搬出先名称</th> <th>片道運搬距離</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>岡山市北区下足守 936 番 1</td> <td>(株)フジモト</td> <td>L=6.0km</td> <td>第3種程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 受入時間帯は、平日の 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 を予定している。</p> <p>(2) 受入条件については、下記のとおりとする。</p> <p>①土砂は、異物が混入していない建設発生土とする。</p> <p>(3) 土砂は、仮置場所での敷均しを見込んでいる。仮置場所は、監督員と協議すること。</p> <p>(4) 土砂の仮置場所は施工計画書において工事場所と定め、他の建設工事等の土砂と区分するなど管理を行うこと。本工事以外で仮置場所の土砂を再利用する場合は、事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>(5) 建設発生土の処理については、施工計画書に基づき適正に処理すること。施工計画書に記している処理方法と異なる処理を行った場合は、契約違反となるので注意すること。施工計画書と異なる処理方法を行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。</p>	種別	搬出先住所	搬出先名称	片道運搬距離	備考	土砂	岡山市北区下足守 936 番 1	(株)フジモト	L=6.0km	第3種程度
種別	搬出先住所	搬出先名称	片道運搬距離	備考							
土砂	岡山市北区下足守 936 番 1	(株)フジモト	L=6.0km	第3種程度							

②建設汚泥の
処分

- あり
 なし

本工事から発生する建設汚泥の処理は、下記のとおり見込んでいる。
ただし、これについては積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、受注者の責によらない場合についてはこの限りではない。

種別	処理場所	処 理 施 設 名	片 道 運 搬距離	備考
建設汚泥	岡山市〇〇地内	〇〇	L= 〇.〇km	

- (1) 建設汚泥については適正な処理を行うこと。また、工事着手前に、「建設廃棄物処理計画書」を提出すること。
 - (2) 再資源化施設へ処分する場合は改良土等プラント点検基準（案）によって試験を行うこと。検査項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、セレン、総水銀、ふっ素、ほう素の8項目である。
 - (3) 完工図書として、最終処分終了の確認があるマニフェストを提出すること。
 - (4) 中間処理業者が有償売却する場合、売買契約書等の写しを提出すること。
 - (5) 再資源化施設での建設汚泥の再資源化費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額又は産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理にかかる税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、監督員に報告すること。
- 建設汚泥の運搬は、汚泥吸引車による運搬を見込んでいる。
- 本工事で夜間施工時に発生する建設副産物は、昼間時に搬出するよう見込んでいる。

③建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物
 ■ 建設リサイクル法対象建設工事

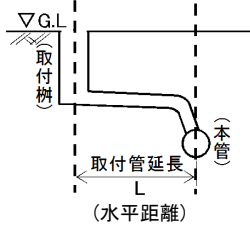
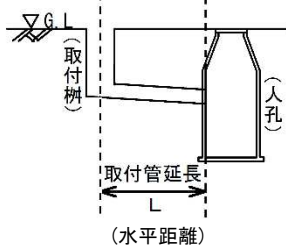
本工事から発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）は、下記の再資源化施設に搬入するものとして計上し、その再資源化等費（処分費）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告すること。
 また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない場合についてはこの限りではない。

種別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備考
無筋コンクリート	岡山市〇〇地内	〇〇	L= 〇.〇km	
鉄筋コンクリート	岡山市北区御津河内地内	第一建設(株)	L= 15.7km	
アスファルト・コンクリート	岡山市北区下足守地内	シー・シー・エス岡山(株)	L= 5.8km	
アスファルト切削殻	岡山市〇〇地内	〇〇	L= 〇.〇km	
木材				

- (1) 受入条件については、下記のとおりとする。
- ①受入時間帯は、平日の8：00～17：00を予定している。
 - ②ごみ等を混入させないこと。
 - ③アスファルト殻については路盤材及び土砂の混入がないよう努めるものとする。
- (2) 特定建設資材廃棄物の処理については、契約締結時に契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、契約違反となるので注意すること。契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。

<p>④六価クロム溶出試験</p>	<p>□ 本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、試験を実施し、結果（計量証明書）を提出するものとする。 なお、試験方法は、セメント及びセメント系固着材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数）</p> <p>地盤改良工 高圧噴射攪拌工法：配合設計段階〇〇検体、施工後段階〇〇検体 合計〇〇検体</p> <p>□ 本工事に使用される再生砂について、再生砂購入前に 1 購入先あたり 1 検体の六価クロム溶出試験（環境庁告示第 46 号に規定される測定方法）を行うものとする。</p>
-------------------	---

4 取付管布設工

<p>①出来形管理</p>	<p>各取付管毎に取付桝中心から本管中心までの取付管延長(L)を測定し、設計値として設定すること。人孔接続の場合、取付桝中心から人孔内壁までの取付管延長(L)を測定し、設計値とする。（下図参照）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>
---------------	--

5 仮設工

<p>①交通誘導警備員</p> <p>■ あり □ なし</p>	<p>仮設工のうち、「交通誘導警備員」は下記のとおり計上している。 なお、原則として「交通誘導警備員」の人数変更は行わないものとするが、警察との協議により、大幅な変更が生じた場合は、この限りではない。</p> <p>□ 本工事は交通誘導員警備業務に係る検定合格警備員の配置基準に従い、1 級又は 2 級検定合格警備委員（交通誘導警備員 A）を 1 人以上配置すること。</p> <p>■ 本工事は交通誘導員警備業務に係る検定合格警備員の配置基準適用外工事である。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">延配置人員(昼)</td> <td style="width: 50%;">延配置人員(夜)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 A 0 人</td> <td>交通誘導警備員 A 0 人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員 B 1 6 人</td> <td>交通誘導警備員 B 0 人</td> </tr> </table>	延配置人員(昼)	延配置人員(夜)	交通誘導警備員 A 0 人	交通誘導警備員 A 0 人	交通誘導警備員 B 1 6 人	交通誘導警備員 B 0 人
延配置人員(昼)	延配置人員(夜)						
交通誘導警備員 A 0 人	交通誘導警備員 A 0 人						
交通誘導警備員 B 1 6 人	交通誘導警備員 B 0 人						

<p>⑤プラント稼働料（生コンクリート）</p>	<p>本工事は、 <input type="checkbox"/>プラント稼働料（生コンクリート）（夜間施工①）, <input type="radio"/>回 <input type="checkbox"/>プラント稼働料（生コンクリート）（夜間施工②）, <input type="radio"/>回 を見込んでいる。</p> <p>※夜間施工① 19時～22時、5時～7時間 夜間施工② 22時～5時間</p>
<p>7 その他</p>	
<p>①随意契約により工事を発注する場合の諸経費調整</p> <p><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</p>	<p>現工事の施工業者と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うもののうち、現に履行中の契約相手方以外の者に履行させることが不利である工事）により工事を発注する場合の諸経費の調整については、岡山市土木工事標準積算基準書「第I編第4章①随意契約により工事を発注する場合の間接工事費及び一般管理費等の調整」による。</p>
<p>②週休2日工事</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 発注者指定型対象工事</p>	<p>本工事は、「岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領（令和7年8月1日）」の対象工事である。取扱いについては、同要領の規定による。 （ホームページアドレス： https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004443.html）</p>
<p>③余裕期間設定工事</p> <p><input type="checkbox"/> 岡山市余裕期間設定工事の試行対象工事</p>	<p>本工事は、「岡山市余裕期間設定工事試行要領（令和3年4月1日）」の対象工事である。 （ホームページアドレス： https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004443.html）</p>
<p>④建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 岡山市建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事の試行対象工事</p>	<p>本工事は、「岡山市建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領（令和7年5月1日）」の対象工事である。 （ホームページアドレス： https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032246.html）</p>

<p>⑤建設現場の遠隔臨場に関する試行工事</p>	<p>本工事は、「岡山市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（令和7年5月1日）」の対象工事である。 （ホームページアドレス： https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000035713.html）</p>
<p>⑥建設現場に設置する快適トイレ試行工事</p> <p><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</p>	<p>本工事は、「岡山市建設現場に設置する快適トイレ試行要領（令和5年4月1日）」の対象工事である。 （ホームページアドレス： https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000047396.html）</p>
<p>⑦アスベスト事前調査対象工事</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p>	<p>本工事は、アスベストの事前調査が必要な工事である。</p> <p>元請負業者は、事前調査及び撤去工事を以下の通り実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査及び撤去については、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則により実施すること。 ・「建築物」の調査にあたっては、有資格者による調査を実施すること。 ・令和2年11月30日付け環境省通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」にて示されている「建築物」及び「工作物」（報告の対象外工作物あり）の事前調査結果については、石綿含有建材の有無に関わらず、発注者へ書面で報告及び都道府県知事等へgBizID（法人・個人事業主向け認証システム）にて報告を行うこと。 ・工事着手前までに事前調査結果の掲示（様式A3以上看板を設置）すること。 ・除去等作業の結果は、発注者へ書面で報告しなければならない。
<p>⑧完成後の路面点検報告</p> <p><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</p>	<p>受注者は工事完成後2年間、別紙様式（工事完成後の路面点検報告書）により路面等を点検し、その結果を報告すること。</p>
<p>⑨マンホールポンプ操作盤</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p>	<p>マンホールポンプ操作盤に管理番号付町名入り名称プレート、及び異常等の連絡先プレートを貼り付けること。</p>
<p>⑩ダクタイトル管路施工</p> <p><input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし</p>	<p>ダクタイトル管施工については、別添施工要領による。</p>

<p>⑪標準図及び材料</p>	<p>汚水枵、人孔等の標準図は、岡山市ホームページ</p> <p>事業者情報>下水道>下水道河川>書式等のダウンロード >下水道工事関連資料</p> <p>からダウンロードできる。</p> <p>また、本工事に使用する材料は、特記なき場合、下記の仕様によるものとする。</p> <p>(1) φ600 人孔鉄蓋 7 1 型 (重荷重用) または 7 2 型 (軽荷重用) (SUS304 と同等以上の材質の転落防止梯子を設置すること。)</p> <p>(2) 汚水枵 φ200 塩ビ製 (平面図に蓋種別記載のないものは塩ビ製蓋)</p> <p>(3) 組立人孔 (0号特殊、1号及び2号) 岡山市下水道河川局の承認を得たものとする。</p> <p>(4) 小型人孔 (塩ビ製) φ300 (JSWAS K-9 ほか)</p> <p>(5) 小型人孔 (塩ビ製) 用鉄蓋 φ300 用</p>
<p>⑫下水道工事主要資材・機器・工法調書</p>	<p>受注者は、岡山市ホームページ</p> <p>事業者情報>下水道>下水道河川>書式等のダウンロード >下水道工事関連資料</p> <p>から「下水道工事主要資材・機器・工法調書」をダウンロードし、工事完成時または監督員から提出を求められた際には、該当箇所を記入した Excel ファイルを監督員に提出しなければならない。</p>

<p>⑬ICT 活用工事</p> <p><input type="checkbox"/> あり</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> なし</p>	<p>1 本工事は、ICT 活用工事(発注者指定型・施工者希望型)の対象工事であり、「岡山市 ICT 活用工事試行要領」及び別添の「ICT 活用工事特記仕様書」に基づき監督員と協議すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 2 (発注者指定型) 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に発注者と協議するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 2 (施工者希望型) 受注者は、契約後に ICT 活用工事の実施を希望する場合は、施工計画書の提出前に、発注者と協議するものとする。 なお、ICT 活用工事の実施を希望しない場合は、その旨を発注者に工事打合簿にて報告し、従来の基準等に基づき施工するものとする。</p> <p>3 ICT 活用工事の実施もしくは辞退に関わらず監督員が示す「ICT 土工試行工事アンケート調査表」を監督員に提出すること。 https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004323.html</p>
<p>⑭情報共有システム試行工事</p> <p><input type="checkbox"/> あり</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> なし</p>	<p>本工事は、「岡山市情報共有システム試行要領（土木工事）（令和 7 年 10 月 1 日）」の対象工事である。 （ホームページアドレス： https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000069742.html）</p>

8 追記事項

- (1) 工事は、家屋が近接した生活道路上であることにより、工程管理上の準備等万全な対策、措置を講じて工期内に完工すること。
- (2) 工事は、家屋に近接し、また、交通車両の多い箇所であることにより、振動、騒音の防止及び、交通安全については十分な措置を講じ、細心の注意を払うこと。
- (3) 施工に際しては、地下埋設物等の破損、損傷がないようにすること。なお、地下埋設管理者との打ち合わせについては、監督員を交え、十分な調整を行うこと。
- (4) 施工ヤードは、日々清掃に努め、整理整頓すること。また、路肩等に材料等を仮置きしないこと。
- (5) 工事完成後は、本市の『CADによる図面作成要領(竣工図編)』及び『CADによる図面仕様一覧表(竣工図編)』に従い、竣工図を作成すること。提出品は、竣工図デジタルデータ1部、データーの打出し図面を3部とする。
- (6) 本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋構造物のコンクリートは55%以下、無筋構造物のコンクリートは60%以下とすること。
- (7) (騒音・振動)規制法による特定建設作業がある場合は、「特定建設作業実施届出書」を当該作業開始日の7日前までに本市環境保全課へ届出ること。なお、届出後は、監督員に報告(受付印のあるもののコピーを提出)をすること。
- (8) 本工事において、塩ビ管、塩ビ柵及び塩ビ人孔の基礎砂には再生砂を使用すること。なお、再生砂の六価クロム溶出試験費を計上しているので、使用前に試験を行い、環境基準に適合することを確認すること。
- (9) 本工事は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結する。
- (10) 工事着手までに、水道局の指定工事業者と「水道補修に関する覚書」を締結し、「水道補修に関する覚書の写し」を提出すること。なお、緊急時の体制については、本市監督員と協議の上作成すること。
- (11) 社会保険等未加入対策
平成27年4月1日以降に公告する建設工事の契約において、元請業者が社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結することを原則禁止する契約規定に違反した場合は、指名停止、制裁金請求及び当該工事に係る工事成績評定の減点を行う。

市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書

岡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日付けで締結した高松地内マンホールポンプ設置工事（その1）に係る工事契約（以下「契約」という。）に基づいて取り扱う、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって甲が保有するもの（以下「保有個人情報」という。）を適正に管理し、もって個人の権利利益を保護するため、法に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（個人情報保護の基本原則）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、保有個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任者の指定）

第3条 乙は、保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 責任者は次に掲げる者とする。

職名	氏名
----	----

3 責任者は、保有個人情報が適正に取り扱われるよう乙の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）を指揮監督しなければならない。

（業務従事者への周知）

第4条 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、業務従事者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、保有個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

（適正な安全管理）

第5条 乙は、この契約に基づく業務に係る保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の保有個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また保有個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

第6条 乙は、保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、契約において再委託が認められており、かつ、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面により申請し、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。なお、再委託する場合にあつては、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に対してもこの覚書の内容に相当する程度の措置を講じなければならない。

- (1) 契約の名称
- (2) 再委託先名（住所、商号又は名称及び代表者職氏名）
- (3) 再委託する理由
- (4) 再委託契約の内容（契約年月日、履行場所及び委託期間）
- (5) 再委託して処理する内容
- (6) 再委託先が取り扱う個人情報

2 前項の書面には、乙と再委託先との間でこの覚書に準じて締結する予定の個人情報の取扱委託に関する覚書の案を添付しなければならない。

（収集の制限）

第7条 乙は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第9条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理の確認）

第10条 甲は、乙が取り扱う保有個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は必要と認めるとき、乙に対し保有個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が保有個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を確認することができる。

(業務従事者の監督)

第11条 乙は、業務従事者に対し、保有個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

2 乙は、本件業務の遂行上、実際に保有個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての保有個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

第12条 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において保有個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、乙に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について甲と協議を行わなければならない。

(記録の搬送等)

第13条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を搬送等するときは、保有個人情報の飛散等の流出事故を想定したうえで、安全、確実にしなければならない。

(廃棄等)

第14条 乙は、この契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報について、甲から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに甲への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、乙がこの契約に基づく業務に関して知り得た保有個人情報の廃棄等を行う場合には、甲の立会いのもとに返却、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第15条 乙は、この契約に基づく保有個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに甲へ報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第16条 甲は、乙がこの覚書の記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

(罰則等の周知)

第17条 乙は、保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用（法第176条及び第180条）について、乙の従事者に周知し、徹底させなければならない。

(その他)

第18条 この覚書について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

上記合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長

大森雅夫 印

受託者 乙 住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

(市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書第6条第1項に規定する書面)

令和 年 月 日

市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認申請書

岡 山 市 長 様

受託者 住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付けで岡山市と受託者との間で締結した契約について、個人情報の取扱の（全部・一部）を下記のとおり再委託したいので申請します。

記

1 本契約の名称		
2 再委託先名	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
3 再委託する理由		
4 再委託契約の内容	契約年月日	
	履行場所	
	委託期間	
5 再委託して処理する内容		
6 再委託先が取り扱う個人情報	特定個人情報等の取扱いの有無（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ）	

※ 再委託先と締結する予定の個人情報の取扱委託に関する覚書の案を添付すること。

(市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認申請に対する承認通知書)

令和 年 月 日
第 号

市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認通知書

受託者 住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

岡山市長 大 森 雅 夫 印

令和 年 月 日付けで申請のあった における岡山市の保有する個人情報の取扱いの（全部・一部）を再委託することについて、承認したので通知します。

なお、再委託先と「個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結した際には、その写しを提出してください。

アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領

アルカリ骨材反応抑制対策について、一般的な材料の組み合わせのコンクリートを用いる際の実施要領を示す。特殊な材料を用いたコンクリートや特殊な配合のコンクリートについては別途検討を行う。

1. 現場における対処の方法

a. 現場でコンクリートを製造して使用する場合

現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、2.1～2.3のうちどの対策を用いるかを決めてからコンクリートを製造する。

b. レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合

レディーミクストコンクリート生産者と協議して2.1～2.3のうちどの対策によるものを納入するかを決めそれを指定する。

なお、2.1、2.2を優先する。

c. コンクリート工場製品を使用する場合

プレキャスト製品を使用する場合製造業者に2.1～2.3のうちどの対策によっているのかを報告させ適しているものを使用する。

2. 検査・確認の方法

2.1 コンクリート中のアルカリ総量の抑制

試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大の値 (Na_2O 換算値 %) / 100 × 単位セメント量 (配合表に示された値 kg/m^3) + 0.53 × (骨材中の NaCl %) / 100 × (当該単位骨材量 kg/m^3) + 混和剤中のアルカリ量 kg/m^3 が $3.0 \text{ kg}/\text{m}^3$ 以下であることを計算で確かめるものとする。

防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。なお、AE剤、AE減水剤等のように、使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考慮して、セメントのアルカリ量 × 単位セメント量が $2.5 \text{ kg}/\text{m}^3$ 以下であることを確かめればよいものとする。

2.2 抑制効果のある混合セメント等の使用

高炉セメントB種（スラグ混合比40%以上）またはC種、もしくはフライアッシュセメントB種（フライアッシュ混合比15%以上）またはC種であることを試験成績表で確認する。

また、混和材をポルトランドセメントに混入して対策をする場合には、試験等によって抑制効果を確認する。

2.3 安全と認められる骨材の使用

JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法）」による骨材試験は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関^(注)で行い、試験に用いる骨材の採取には受注者が立ち会うことを原則とする。また、JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS

A 5308（レディーミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験（モルタルバー法）」による骨材試験の結果を用いる場合には、試験成績表により確認するとともに、信頼できる試験機関^(注)において、JIS A 1804「コンクリート生産工程管理用試験方法－骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）」で骨材が無害であることを確認するものとする。

この場合、試験に用いる骨材の採取には受注者が立ち会うことを原則とする。なお、2次製品で既に製造されたものについては、受注者が立会い、製品に使用された骨材を採取し、試験を行って確認するものとする。

フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人工骨材および石灰石については、試験成績表による確認を行えばよい。

(注) 公的機関またはこれに準ずる機関（大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、その他信頼に値する民間試験機関、人工骨材については製造工場の試験成績表でよい）

3. 外部からのアルカリの影響について

2. 1および2. 2の対策を用いる場合には、コンクリートのアルカリ量をそれ以上に増やさないことが望ましい。

そこで、下記のすべてに該当する構造物に限定して、塩害防止も兼ねて塗装等の塩分浸透を防ぐための措置を行うことが望ましい。

- 1) 既に塩害による被害を受けている地域で、アルカリ骨材反応を生じるおそれのある骨材を用いる場合
- 2) 2.1、2.2の対策を用いたとしても、外部からのアルカリの影響を受け、被害を生じると考えられる場合
- 3) 橋桁等、被害をうけると重大な影響をうける場合

アルカリ骨材反応抑制対策

	アルカリ骨材反応抑制対策			
	(2.1)	(2.2)	(2.3)	
高炉セメントB種使用生コンクリート（注）		○		生コンクリート使用報告（承認）時にスラグ混合比を記載
コンクリート2次製品	○			高強度コンクリート使用製品については、（2.3）を実施
橋桁	○			高強度コンクリート使用製品については、（2.3）を実施
現場練りコンクリート	○	○	○	左記のいずれかの対策を実施
外部からのアルカリの影響を受ける場合			○	海岸線から200m以内で施工する橋桁等重要構造物に適用

注) 生コンクリートの使用において高炉セメントB種以外の生コンクリートを使用する場合は、（2.1）、（2.2）、（2.3）のいずれかを実施すること。

建設リサイクル法について

- 1 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）」に示す「建設工事の規模に関する基準」以上（建設工事の規模に関する基準の内、「請負代金額」とあるのは、当初契約時には「許容価格」と読み替える。また、当初は、「建設工事の規模に関する基準」未満の場合において請負代金額に変更が生じる場合は、請負代金額をもって判断の基準とする。）となる場合は、建設リサイクル法に定められた契約事項を双方合意の上、契約書別紙（解体工事に要する費用等）（以下「契約書別紙」という。）へ記載するものとする。また、落札者は、本工事が「建設リサイクル法」の対象工事（以下「対象建設工事」という。）となる場合は、建設工事において発生する特定建設資材を下記の項目及び法の定めに従い分別解体等し、分別解体等された特定建設資材廃棄物を再資源化等しなければならない。
- 2 落札者は、特定建設資材を分別解体等し、分別解体等された特定建設資材廃棄物を再資源化等するための契約事項について、本工事落札後、速やかに本市監督員と協議を行わなければならない。

なお、協議にあたっては、建設工事の工程ごとの作業内容及び分別解体の方法等（手作業又は手作業及び機械作業いずれか）について十分に検討しておくこと。
- 3 落札者は、契約締結において、建設リサイクル法第 12 条 1 項の規定により、法第 10 条第 1 項第 1 号から第 5 項までに掲げる下記の事項を所定の様式（通知に係わる事前説明事項）に記載し、本市監督員に提出するとともにその事項を説明しなければならない。
 - （1）解体工事である場合においては、解体する建築物の構造
 - （2）新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
 - （3）工事着手の時期及び工程の概要
 - （4）分別解体等の計画
 - （5）解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 4 落札者は、建設工事の分別解体・再資源化等の一部を他の建設業者等に下請け、又は委託する場合、分別解体等にあたっては、建設業許可業者（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業）又は同法第二十一条第一項の登録を受けて解体工事業を営む者（以下「解体工事業者」という。）に依頼しなければならない。また、再資源化等にあたっては、再資源化等が確実に実施できる事業者へ委託しなければならない。
- 5 落札者は、契約にあたり、本市監督員との事前協議の結果に従い、契約書別紙に必要事項を記載し、落札後 7 日以内に本市監督員に提出すること。また、添付資料として、「通知に係わる事前説明事項」及び「建設廃棄物処理計画書」を提出しなければならない。

※建設工事の規模に関する基準

工 事 の 種 類	規模の基準	摘 要
建築物の解体工事	80m ² 以上	
建築物の新築・増築	500m ² 以上	
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	1億円以上	請負代金額 注)
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	500万円以上	請負代金額 注)

注) 請負代金額は、当初契約時には許容価格と読み替える。

※ 建設リサイクル法の定めにより、適正に分別解体等・再資源化等しなければならない建設資材（特定建設資材）はコンクリート、アスファルト・コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材（コンクリート二次製品等）、木材。

そ の 他 施 工 体 制 に つ い て

- 1 下請負契約における受注者の指導について
 - 1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請負契約を締結しようとする場合は、下請負契約における注文者・下請負契約における受注者との合理化が図られるよう、「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨により、下請負契約における受注者の適正な選定、合理的な下請負契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請負における雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。
 - 2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、下請負契約における注文者は、下請負契約における受注者に対しては、発注者から受け取った前払い金の均てん請負代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等請負代金支払いの適正化について配慮すること。
- 2 建設資材納入業者との契約について

この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- 3 労働者の確保について

この契約に係る建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には土木工事共通仕様書等に定めるところにより特段の注意を払うものとする。
- 4 ダンプトラック等の適正な使用について

当該工事にかかる土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車輛に限って使用すること。
- 5 過積載による違法運行の防止対策について
 - 1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - 2) さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - 3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

- 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。
- 6 建設業法等の遵守について
 - 1) 建設業法（昭和24年）法律第100号）に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請負契約を締結しないこと。
 - 2) 建設業法第26条の規定により受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る）を配置すること。
 - 3) 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
 - 4) 建設業法等の規定により建設業者は、以下の標識を建設工事現場毎に掲示すること。
 - ①建設業の許可票（建設業法第40条）を公衆が見やすい場所に掲示すること。
 - ②労災保険関係成立票（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条）をその工事で働く労働者が見やすい場所に掲示すること。
 - ③建設業退職金共済制度適用事業主であることを示す標識をその工事で働く労働者が見やすい場所に掲示すること。（加入している場合）
 - ④施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
 - 5) 上記1）、2）、3）及び4）のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- 7 建設業からの暴力団の排除の徹底について
工事の施工に際して、暴力団等からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、すみやかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。また、監督員とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は、協議を行うこと。
- 8 労働基準法の遵守
この契約に係る工事の施工にあたっては、労働基準法施行令改正の趣旨に則り、労働時間について遵守するよう努めなければならない。また、工期設定においては、雨天、休祭日、官公庁の土曜閉庁日、工期が夏期にかかる場合は夏期休暇、工期が年末・年始にかかる場合は年末年始休暇を考慮している。
- 9 施工管理の記録及び関係書類について
受注者は、工事施工に伴う施工管理（岡山市土木工事施工管理基準及び同基準値に

基づく施工管理の記録、岡山市・岡山県土木工事共通仕様書に基づく工事関係書類の作成等)の効率化・迅速化・省力化を図るため、工事施工情報化・電子化を積極的に推進すること。

10 排出ガス対策の取扱いについて (一般工事)

エンジン出力7.5kw以上260kw以下のディーゼルエンジンを搭載したバックホウ、トラクタショベル(車輪式)、ブルトーザ、発動発電機(可搬式)、空気圧縮機(可搬式)、油圧ユニット、ローラ類、ホイールクレーンを使用する際には、排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

なお、排出ガス対策型建設機械を調達できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用すれば排出ガス未対策型の建設機械でも排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

また、共通仕様書に記載している「これにより難しい場合」とは供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

前 金 払 に つ い て

本物件は、前金払(岡山市契約規則第89条、岡山市工事請負契約約款第35条、岡山市契約規則第89条に規定する公共工事前金払の取扱いについて)対象工事となっている。

設 計 変 更 ガ イ ド ラ イ ン に つ い て

設計変更等については、「岡山市工事契約約款」第18条～第25条及び共通仕様書共通編1-1-15～1-1-17に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、以下のガイドラインによることとする。

・工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン(令和2年4月 岡山市財政局財務部監理検査課)

設計・契約変更ガイドラインは、岡山市監理検査課のホームページでダウンロードできる。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004400.html>

契 約 変 更 に つ い て

請負代金額に変更があった場合の変更後請負代金額の算出は、次の式による。

$$\text{変更後請負代金額} = \left[\text{変更後設計金額(税抜)} \times \text{当初請負代金額(税込)} \div \text{当初設計金額(税込)} \right] \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算式中、かぎ括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。